

## 事業承継・相続対策の王道

事業承継・相続対策は、家族のあり方を含めた社会の変化、法律改正などにより複雑化、高度化する一方です。そもそも事業承継の目的は円滑な事業の継続であり、これは事業家としての責任でもあります。しかし、節税に偏った対策をとったために、事業に差し障りを生じてしまふケースも見受けられます。

事業承継・相続対策の王道は、財産分割↓納税資金の確保↓節税対策という正しい順序で行うべきものなのです。

まず財産分割ですが、遺産分割で親族が争い調停・審判に持ち込まれる、いわゆる「争族」が近年増えています。財産が多

いからめめるのではなく、遺産が5000万円以下のケースが「争族」の8割を占めているという統計もあります。財産額が多い人は、むしろ相続対策をきちんと行っていることが多いのです。

「争族」を避けるには、財産の棚卸し、相続人の確認、相続に対する考え方の確認、税額の確認といった現状把握からスタートしなければなりません。そして、公正証書遺言を作成

し、財産と事業を行っている場合は、事業の行き先をはっきり定めて後顧の憂いがないようにすべきです。

## 魔法の生前贈与

納税資金をあらかじめ確保しておかなければならないのは、相続税が原則、現金一括払いで納付期限が相続発生から10カ月以内だからです。延納にせざるを得なかったり、物納になるこ

ともあるでしょうから、不動産の処分などの対策を事前に行っておけば、無理のない納税につながります。

そして最後に行うのが節税対策です。金融資産、不動産、未上場株など、どのような種類の財産があるのかで対策も変わってきます。例えば不動産の場合、自宅や事業用の敷地に対する相続税評価額を減額する小規模宅

地等の評価の特例制度があるもので、これを活用するなど状況に応じた様々な対策もできます。一番効果がある節税対策は生前贈与です。例えば6億円の財産を妻と子ども3人が相続するケースを考えてみます。

1次相続（妻と子ども）と2次相続（子ども）で相続税は合計1億3000万円強になります。また、子ども3人に一括で生前贈与すると贈与税合計は約3億1000万円です。ところが、6億円の財産を子ども3人と9人の孫に年500万円ずつ10年間計画的に贈与（合計6億円）すると、贈与税の合計額は約5800万円ですみます。まさに「魔法の生前贈与」と言える効果です。

贈与は1人当たり年間100万円の基礎控除があるので、早く始めれば始めるほど効果を発揮します。基礎控除以外にも住宅取得資金の贈与、教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与などの非課税枠も利用

できます。様々な条件を考慮しつつ、ひ孫の代まで見据えた計画的な生前贈与を行うべきなのです。

事業の状況、家族構成、財産の内容、経営者の考え方など、事業承継・相続対策は、まさに十人十色で一つとして同じものはありません。したがって、オーダーメイドで行う必要があります。SBCパートナーズでは専門のコンサルティング部隊がチームプレーにより、資産組み替え、自社株対策、生命保険・信託の活用、個人資産の法人化など高度な対策を提案できる態勢を整えています。

## 資産の法人化

生前贈与と同様、効果が大きいのが資産保有会社の活用です。これからの税のトレンドは個人増税、法人減税です。以前の税率からみて所得税率、贈与税率、相続税率は、まだまだ引

# ひ孫の代まで見据えた事業承継・相続対策

二元管理がしやすいというメリットもあります。

事業承継・相続対策のあるべき姿は、起業したり先代から引き継いだりした事業を懸命に守り、発展させ、子どもを育てて雇用を創出してきた企業家の志が引き継がれることではないでしょうか。したがって相続とは親から子への「最後の教育」と言うこともできます。お金には代えられない貴重な財産である事業への思い、志を、子、孫、ひ孫へ脈々と受け継いでいただくお手伝いこそが私どもの社会的使命であると考えています。

## 相続対策セミナーのご案内

参加費：無料

4月25日(土) 5月9日(土) 5月16日(土) 5月23日(土)

※各日同じ内容です ※当日個別相談可

第1部「魔法の生前贈与®」13:30~14:30

第2部「資産の法人化」 14:40~15:40

講師：税理士 藤本 敦司、税理士 土肥 隆宏

会場：税理士法人SBCパートナーズ

大阪市北区太融寺町3番24号日本生命梅田第二ビル3階

申し込み  
問い合わせ

TEL 06-6315-1819 (担当：宮阪、國森)

URL <http://www.c-sbc.co.jp/>

